

～保護者の皆様へ～

学校における感染症対策について

令和5年5月2日 弟子屈町立和琴小学校

5月8日からこれまでの感染症対策が大きく緩和されます。学校では文科省や道教委の通知、学校保健安全法施行規則の一部改正に則り感染症対策を講じていきます。対策が緩和されてもウイルスはこれまでと同じ感染力を保持したままですので、集団生活を行う学校は以下のような対策を行っていきます。保護者の方におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

学校での予防対策

○健康観察シートを廃止します

- ・登校後、各学級でお子さんの健康調査を実施しますが、登校前に各ご家庭でもお子さんの健康状態をご確認ください。



○濃厚接触者の特定は行いません

- ・陽性者のウイルス排出は、発症の2日前から2週間程度見られることから、ご家族にかぜ症状やコロナウイルスの感染があった場合は、マスク着用のご協力をお願いします。

○出席停止はインフルエンザに準じます

- ・出席停止期間は「発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。
(学校保健安全法施行規則より)

○接触感染や空気感染(エアロゾル感染)の予防に努めます

- ・手洗い、換気、対面や大きな声、咳エチケット等の管理と指導を継続します。
引き続き、ハンカチ・ティッシュの携行をお願いします。



ご家庭にご協力いただきたいこと

①健康観察とかぜ症状の休養

→これまで同様、登校前の健康観察を行い、症状があれば無理をせず自宅療養をお願いします。

②陽性が判明したとき

→速やかに学校への連絡をお願いします。医療機関からの証明書等は必要ありません。

③マスクとマスクケースの持参

→給食の準備や、換気ができない場所で合唱や集会を行うときなど、マスクの着用を求める場合がありますので、必ず持参してください。

④衛生管理

→毎日、清潔なハンカチを持たせてください。できれば、予備のハンカチもご用意いただければと思います。

⑤以下の場合にはマスクの着用のご協力をお願いします

- ・軽微な症状やアレルギーが疑われる症状があるとき
- ・家族の方が陽性になったときや、かぜ症状が見られる時
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまで

